

○長期刑受刑者に対する仮釈放の審理及び仮釈放者に対する処遇等の充実
について（通達）

〔平成20年5月9日法務省保観第337号
法務省保護局長通達〕

改正 平成21年10月2日法務省保観第537号
平成21年12月25日法務省保観第661号
平成27年5月29日法務省保観第69号
平成28年5月31日法務省保観第104号

長期刑受刑者（懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に収容されている者）うち、無期刑及び執行すべき刑期（複数の刑については、その合算したもの）が10年以上の者をいう。以下同じ。）は、犯した罪が重大であること、長期間にわたり社会から隔離されていたこと等により、社会復帰の過程において著しい困難を伴うことが通例であることから、仮釈放の審理及び仮釈放により釈放された後の保護観察に当たっては、特段の配慮をする必要があります。

当局においては、こうした観点に立って、平成12年3月28日付け法務省保観第157号当職通達をもって「長期刑仮釈放者処遇等実施要領」（以下「旧要領」という。）を定め、実施してきたところですが、この度、更生保護法（平成19年法律第88号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、新たに、別紙のとおり「長期刑仮釈放者処遇等実施要領」を定め、本年6月1日から実施することとしたので、関係する矯正管区、刑事施設及び更生保護施設との連携を密にし、その適正な運用を期せられたく通達します。

なお、平成12年3月28日付け法務省保観第157号当職通達「長期刑受刑者に対する仮釈放の審理及び仮釈放者に対する処遇等の充実について」は、本年6月1日をもって廃止します。

おつて、本件については、法務省矯正局と協議済みです。

別紙

長期刑仮釈放者処遇等実施要領

第1 目的

長期刑受刑者の仮釈放に関して、地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）における法第36条第1項に規定する調査（以下「36条調査」という。）、仮釈放を許すか否かに関する審理（以下「仮釈放審理」という。）における法第25条第1項に規定する調査（以下「25条調査」という。）、法第82条第3項に規定する調査（以下「82条調査」という。）及び仮釈放審理並びに保護観察所における帰住予定地の調整について特別の手続を定め、並びに仮釈放を許された後の保護観察に関して中間処遇を含めた重点的な処遇を行うなどして、その仮釈放の適正な運用と保護観察処遇の充実を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

本要領において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ各号に定めるところによる。

1 中間処遇

仮釈放に引き続き一定期間更生保護施設に居住させ、法第58条第6号に規定する社会生活に適応させるために必要な生活指導として行う社会適応訓練を中心とした処遇をいう。

2 中間処遇実施予定者

懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に収容されている者のうち、中間処遇の実施を予定する者として第3の4により選定された者をいう。

3 中間処遇実施対象者

中間処遇の実施対象とされた仮釈放者をいう。

4 指定施設

中間処遇を実施する施設として第5の1の(1)により指定された更生保護施設をいう。

5 中間処遇実施施設

中間処遇を実施する施設として第3の5により選定された指定施設をい

う。

6 中間処遇実施庁

中間処遇実施施設を所管する保護観察所をいう。

第3 仮釈放の審理等

1 36条調査

(1) 36条調査の開始時期

ア 地方委員会は、平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」（以下「運用通達」という。）の第2の3の(3)のアにかかわらず、長期刑受刑者について、刑法（明治40年法律第45号）第28条又は少年法（昭和23年法律第168号）第58条第1項に規定する期間の末日が経過したとき（複数の刑については、刑法第28条又は少年法第58条第1項に規定する期間を合算した期間を経過したとき）に36条調査を開始するものとする。

イ 仮釈放を取り消された者（再犯刑が長期刑である者を除く。）については、アにかかわらず、地方委員会が刑事施設の長と協議の上適当と認めるときに36条調査を開始するものとする。この場合において、第4の3の(2)により相当と認められる36条調査を開始する時期についての記載があるときは、これを考慮するものとする。

ウ 地方委員会は、ア又はイにより、他の地方委員会において36条調査の対象とされている者について、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令。以下「事務規程」という。）第9条第4項の規定により関係書類の送付を受けたときは、引き続き、その者に係る36条調査を行うものとする。

(2) 36条調査の実施

ア 地方委員会は、(1)により36条調査を開始したときは、速やかに、所属の保護観察官をして刑事施設において36条調査の対象となる長期刑受刑者と面接する等により調査を行わせるものとする。

イ アの場合における36条調査の実施については、運用通達の第2の3

の(4)に準じて行うこととし、調査を行うよう指名された保護観察官は、調査の対象者と面接をしたときは、速やかに、仮釈放等調査票（運用通達別紙様式5又は別紙様式5の2）を作成するものとする。

ウ 地方委員会は、イ以後少なくとも3年ごとにア及びイによる調査を行わせるものとする。ただし、調査の結果、中間処遇を実施することが相当ないと認められた場合は、この限りでない。

エ アによる調査については、82条調査によって収集された情報に基づき仮釈放審理を開始するか否かを判断することが可能な場合には、省略することができるものとする。

2 25条調査

(1) 25条調査の開始時の手続等については、本要領の趣旨に反しない限り、運用通達の第2の6の(3)及び(4)に準じて行うものとする。

(2) 地方委員会は、長期刑受刑者に対して運用通達第2の6の(4)により委員面接を行うときは、25条調査を行わせるものとして指名された委員による複数回の面接、複数委員による面接を行わせるなどして、25条調査の充実を特に期するものとする。

3 82条調査

(1) 82条調査の開始時期

地方委員会は、長期刑受刑者について、運用通達の第5の3の(2)に基づき82条調査を開始するものとする。

(2) 82条調査の実施

82条調査の実施については、1の(2)のア及びイに準じて行うものとする。

4 中間処遇実施予定者の選定

地方委員会は、36条調査、25条調査又は82条調査の結果、調査の対象者を中間処遇実施対象者に予定することを相当と認めるときは、刑事施設の長の意見を聴いた上、中間処遇実施予定者として選定し、その旨を刑事施設の長に通知するものとする。

5 中間処遇実施施設の選定

地方委員会は、中間処遇実施予定者を選定したときは、第5の2により、

指定施設のうちから当該中間処遇実施予定者の改善更生のために適當と認められる施設を中間処遇実施施設として選定し、その旨を中間処遇実施庁の長、中間処遇終了後に転居することを予定している帰住予定地（以下「第二帰住地」という。）を管轄する保護観察所の長及び当該中間処遇実施予定者を収容している刑事施設の長に対し、中間処遇実施施設選定通知書（様式1）により通知するものとする。

6 第二帰住地の並行調整

第二帰住地を管轄する保護観察所の長は、地方委員会から5による通知を受けたときは、第二帰住地に係る生活環境の調整につき指名した保護観察官又は保護司をして、第二帰住地における引受人等に対し中間処遇の趣旨を理解させるよう努め、第二帰住地の生活環境の調整を継続的に行うものとする。この場合の当該保護司に対する通知は、中間処遇に関する通知書（様式2）による。

7 保護司への通知

第二帰住地を管轄する保護観察所の長は、地方委員会から中間処遇実施予定者について仮釈放の許可に係る決定通知書を受けたときは、運用通達第2の11の(4)にかかわらず、第二帰住地に係る生活環境の調整につき指名した保護司に、中間処遇に関する通知書により、その旨を通知するものとする。この場合には、事務規程第155条第1項ただし書に準じることとし、生活環境調整担当終了通知書（運用通達別紙様式64）は送付しない。

第4 保護観察

1 長期刑仮釈放者の処遇

(1) 主任官等

保護観察所の長は、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号。以下「規則」という。）第43条第1項の規定により、長期刑仮釈放者（長期刑受刑者のうち、仮釈放を許されて法第40条の規定により保護観察に付されている者をいう。以下同じ。）の保護観察につき、保護観察官を指名するときは、保護観察官の経験、業務負担等を考慮の上、適當と認められる者を充てるほか、必要に応じ、当該保護観察官（以下「主任官」という。）に加え、

主任官を補佐する保護観察官（副主任官）を指名するものとする。

(2) 生活行動指針の設定

中間処遇実施庁の長は、中間処遇実施対象者について、「中間処遇実施施設の規則及びその職員の指示を守ること。」を生活行動指針として定めるものとする。

(3) 重点的な処遇

ア 長期刑仮釈放者については、仮釈放後1年間（仮釈放の期間が1年に満たないときはその期間）を重点的に処遇する期間とし、平成20年5月9日付け法務省保観第326号当職通達「段階別処遇による体系的な保護観察の実施について」別紙「段階別処遇による保護観察実施要領」第2の2の(2)のアによりS段階に編入するものとする。

イ 保護観察所の長は、アの期間内は、主任官又は担当保護司（規則第43条第2項の規定により指名された保護司をいう。以下同じ。）による接触を、積極的かつ計画的に行い、その接触頻度は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、長期刑仮釈放者の生活状況に問題が認められたときには、主任官は速やかに面接を実施し、必要な指導を行い、又は措置をとるものとする。

(ア) 主任官は、おおむね3月に1回以上面接すること。

(イ) 担当保護司のもとに毎月2回以上来訪するよう指示すること。

(ウ) 毎月1回以上、主任官又は担当保護司による往訪を実施すること。

(4) 中間処遇終了後の保護観察

中間処遇を受けた者の保護観察は、その者が中間処遇実施施設において受けた処遇の内容を踏まえて実施するものとする。

(5) 慶謝の措置等

主任官は、保護観察開始当初から、継続的に、被害者等（被害者、その親族又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）の消息や長期刑仮釈放者に対する感情の把握に努め、平成19年1月5日付け法務省保観第3号当職通達「しょく罪指導プログラムを活用した保護観察の実施について」に基づく指導等により、当該長期刑仮釈放者の被害者等に対する慶謝の措置や被害弁償を実行する意欲の喚起を図り、その具体的方法について指導、助

言するものとする。

2 中間処遇

(1) 実施期間

中間処遇の期間は、仮釈放を許されて保護観察を開始した日から1月間とするものとする。

(2) 実施場所

中間処遇実施施設に居住させることにより行うものとする。

(3) 実施内容

社会適応訓練等を計画的に実施し、併せて日常の行動観察を行うとともに保護観察実施上の問題点を明らかにするものとする。

(4) 保護観察官の定期駐在

中間処遇実施庁の長は、中間処遇を効果的に行うため、所属の保護観察官をして中間処遇実施施設に定期的に駐在させるものとする。

(5) 中間処遇終了後に転居することを予定している住居地を管轄する保護観察所との連携等

ア 中間処遇開始時の共助の依頼

中間処遇実施庁の長は、中間処遇終了後に転居することを予定している住居地がその管轄区域外である者については、保護観察を開始した日から5日以内に、同地を管轄する保護観察所の長に同地の生活環境の改善、調整等について、保護観察における措置の共助を依頼するものとする。

イ 中間処遇終了の通知

中間処遇実施庁の長は、中間処遇が終了したときは、処遇経過の概要及び保護観察実施上参考となる事項を、アの保護観察所の長及び仮釈放を許す旨の決定をした地方委員会に対し、中間処遇終了通知書(様式3)により通知するものとする。

ウ 転居

中間処遇実施庁の長は、アの保護観察所の長と連携し、中間処遇を終了する場合の転居に係る手続を適切に行うものとする。

(6) 中間処遇終了後に転居することを予定している住居地における措置

ア 中間処遇の共助に係る措置

中間処遇終了後に転居することを予定している住居地を管轄する保護観察所の長は、(5)のアによる共助の依頼を受けたときは、共助事件として立件し、同地について生活環境の改善、調整等を行うものとする。この場合において、これらの措置を保護司に行わせるときは、中間処遇に関する通知書による。

イ 中間処遇の共助に係る措置における保護司の報告

アの生活環境の改善、調整等を行った保護司は、中間処遇実施対象者の中間処遇終了後に転居することを予定している住居地の生活環境の改善、調整等に関する報告書（様式4）により、その結果を報告するものとする。

3 無期刑仮釈放者の仮釈放取消し及び再度の仮釈放の運用

(1) 再度の仮釈放に関する意見

保護観察所の長は、無期刑仮釈放者（無期刑について仮釈放を許され、法第40条の規定により、保護観察に付されている者をいう。以下同じ。）について仮釈放の取消しの申出又は仮釈放の取消事由の通知をする場合において、当該無期刑仮釈放者を再び早期に仮釈放させることが相当であると認めるときは、その旨の意見を付するものとする。

(2) 再度の仮釈放時期等の記載

地方委員会は、無期刑仮釈放者の仮釈放を取り消した場合において、その者を再び早期に仮釈放させることが相当であると認めるときは、相当と認められる36条調査を開始する時期及び再度の仮釈放の時期について審理等経過記録（運用通達別紙様式2）に記載するものとする。

(3) 再度の仮釈放の運用

地方委員会は、(2)により相当と認められる再度の仮釈放の時期等の記載があった者の仮釈放については、次に掲げる事項に留意の上、刑事施設の長及び保護観察所の長と緊密な連携を保持し、その柔軟な運用を図るものとする。

ア 仮釈放取消刑の執行状況について継続的に把握すること。

イ 相当と認められる再度の仮釈放の時期について、刑事施設の長及び生

生活環境の調整を実施している保護観察所の長に通知すること。

ウ その者が管轄区域外の刑事施設に移送されたときは、速やかにその旨を移送先を管轄する地方委員会に通知すること。

エ 生活環境の調整上の問題点を把握し、刑事施設の長及び保護観察所の長と協議の上、適当な帰住予定地の設定に配慮すること。

第5 中間処遇実施施設の調整等

1 指定施設の指定

(1) 地方委員会は、管轄区域内の更生保護施設の中から中間処遇を実施する施設を指定するものとし、中間処遇を実施する更生保護施設を指定したときは、当該指定施設を設置している更生保護法人等に対しては中間処遇施設指定通知書（様式5）により、当該指定施設を所管する保護観察所の長に対しては適宜の方法によりその旨を通知するものとする。

(2) (1)の指定に当たっては、当該更生保護施設を所管する保護観察所の長の意見を聞くものとする。

(3) 保護観察所の長は、(2)の意見を述べるに当たっては、当該更生保護施設の代表者の意見を聞くものとする。

2 中間処遇実施施設の調整

(1) 地方委員会は、指定施設のうちから中間処遇実施施設を選定する場合には、あらかじめ選定しようとする指定施設を所管する保護観察所の長及び当該中間処遇実施予定者を収容している刑事施設の長に対して、当該指定施設を中間処遇実施施設として選定し、帰住予定地として調整することについて、中間処遇実施施設調整通知書（様式6）により通知するものとする。

(2) (1)の保護観察所の長は、刑事施設の長から中間処遇実施施設の調整に係る身上関係事項の通知があったときは、生活環境の調整として、(1)の指定施設を中間処遇実施施設とすることについて必要な調整を行うものとする。

(3) 地方委員会は、(1)の保護観察所の長から帰住可の意見があったときは、当該指定施設を中間処遇実施施設として選定するものとする。

(4) 地方委員会は、(1)の保護観察所の長から帰住不可又は調整継続の意見

があったときは、当該指定施設以外の指定施設の選定を検討するものとし、当該指定施設を帰住予定地として調整することについて取り消すときは、当該指定施設を所管する保護観察所の長及び当該中間処遇実施予定者を収容している刑事施設の長に対し、中間処遇実施施設調整取消書（様式6）により通知するものとする。

3 中間処遇実施施設選定後の生活環境の調整

中間処遇実施庁の長は、規則第111条において準用する第43条の規定により、中間処遇実施施設に係る生活環境の調整につき指名した保護観察官又は保護司をして、定期的に中間処遇実施予定者との面接を行わせるものとする。ただし、当該中間処遇実施予定者が遠隔地の刑事施設に収容されているときは、この限りでない。

第6 その他

1 実施の細則

(1) 地方委員会の細則

地方委員会は、矯正管区の長、刑事施設の長及び指定施設を所管する保護観察所の長と協議して、長期刑受刑者の仮釈放審理等に関する細則を定めるものとする。

(2) 保護観察所の細則

ア 保護観察所の長は、地方委員会と協議して、長期刑仮釈放者の保護観察等に関する細則を定めるものとする。

イ 指定施設を所管する保護観察所の長は、指定施設の代表者の意見を聴いた上、地方委員会と協議して、中間処遇の実施に関する細則を定めるものとする。

2 報告

(1) 地方委員会の報告

地方委員会においては、中間処遇を実施する更生保護施設を指定し、又は指定を取り消したとき、及び1の(1)により実施の細則を定め、又は変更したときは、当職宛て報告すること。

(2) 保護観察所の報告

保護観察所の長においては、1の(2)により実施の細則を定め、又は変

更したときは、管轄地方委員会を経由して当職宛て報告すること。

3 保護観察付一部猶予者の取扱い

複数の刑について合算した執行すべき刑期が10年以上の者であって、実刑部分執行終了により釈放される保護観察付一部猶予者については、本要領の趣旨を踏まえて個別に取り扱うものとする。

4 経過措置

- (1) 旧要領又は平成21年12月25日付け法務省保観第661号当職通達による改正前の本要領に基づいてなされた指定、選定、通知等の手続及び調査等の実施は、それぞれ本要領において相当する規定によってなされたものとみなす。
- (2) 法附則第5条第1項の表の上欄に掲げる者については、旧要領により処遇を行うものとする。
- (3) 本要領実施以前に、仮釈放を取り消された無期刑受刑者のうち面接調査開始時期を指定されていないものについては、相当と認めるときは、これを指定するものとする。
- (4) 本要領実施以前に面接調査開始時期を指定されている有期の長期刑受刑者については、本要領に準じて取り扱うものとする。
- (5) 平成21年12月25日付け法務省保観第661号当職通達による改正前の本要領第3の3により中間処遇実施予定者として選定された執行すべき刑期が8年以上10年未満の者に対する処遇については、なお従前の例による。
- (6) 平成21年12月25日付け法務省保観第661号当職通達による改正後の本要領の実施の際、現に受刑中である執行すべき刑期が8年以上10年未満の者については、長期刑受刑者とみなして本要領第3の4から7まで、第4の1及び2並びに第5の2及び3を適用するものとする。

様式 1

中間処遇実施施設選定通知書

年 月 日

保護観察所長（支部・駐在官） 殿
(矯正施設の長) 殿

地方更生保護委員会

次の中間処遇実施予定者について中間処遇実施施設を選定したので、通知します。

1 氏名 (年 月 日生)

2 刑事施設名

3 中間処遇実施施設

4 第二帰住地

5 参考事項

(用紙 日本工業規格 A4)

様式 2

中間処遇に関する通知書

年 月 日

保 護 司

殿

保護観察所長

印

(氏名) (年 月 日生) について、下記のとおり通知します。

記

- 1 上記の者は、中間処遇の実施予定者に選定されたので、引受人等にその旨及び中間処遇について説明すること。なお、従前の帰住予定地（第二帰住地）の生活環境の調整は継続して実施すること。
- 2 上記の者の仮釈放が別添のとおり許可されたので、引受人等に連絡すること。この者は仮釈放により釈放された後 1 か月間中間処遇による保護観察を受けた後、引受人等のもとに帰住する予定であるので、引受人等にこの旨を十分に説明すること。なお、受入態勢に変動が生じたときは、直ちに連絡すること。
- 3 上記の者は、別添のとおり仮釈放を許す旨の決定により釈放され、
____年 ____月 ____日ころには、引受人等のもとに転居の予定であるので、至急受入態勢の再確認をし、折り返しその状況を連絡すること。（なお、転居後は、貴職に保護観察の担当を依頼する予定）
- 4 上記の者は、別添の事情により、引受人等のもとには帰らないこととなつたので、その旨を引受人等に伝え、調整等を終結すること。

(参考事項)

注 事例に応じ不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格 A4)

中間処遇終了通知書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿
保護観察所長 殿
(支部・駐在官)

保護観察所長

次の者について中間処遇を終了したので、通知する。

1 氏名 (年 月 日生)

2 中間処遇期間中の経過の概要

3 保護観察実施上の問題点と留意事項

4 参考事項

(用紙 日本工業規格 A4)

様式 4

	提出年月日	保護区	担当保護司
	年 月 日		印

中間処遇実施対象者の中間処遇終了後に転居することを
予定している住居地の生活環境の改善、調整等に関する報告書

事件番号	年 () 第 号	保護観察 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
標記の者 の 氏 名		中間処遇 実施施設	
年 齢	年 月 日 生		
帰 住 先	転居する予 定の住居地	方 (続柄) 電話 ()	
	氏 名	住 所	続 柄
引 受 人 等			

連 絡 状 況

	往 訪	来 訪	往 信	来 信
標記の者 との連絡	回 (内本人不在 回)	回 (内本人不在 回)	文書 回 電話 回	文書 回 電話 回
引受人等 との連絡	回 (内引受人等不在 回)	回 (内引受人等不在 回)	文書 回 電話 回	文書 回 電話 回
引受けの 意 思	1 引き受ける ア 進んで引き受ける イ 仕方なく引き受ける 2 引き受けない ア 協力の意思はある イ 協力の意思はない 3 未定	(左記の理由) (1又は2アの場合の具体的な協力内容) <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 住居の確保 <input type="checkbox"/> 福祉的支援 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 就業先又は通学先の確保 <input type="checkbox"/> その他 []		
特記事項				

中間処遇施設指定通知書

年 月 日

(更生保護法人の名称)

(代表者の氏名) 殿

地方更生保護委員会 印

_____年 _____月 _____日をもって、貴法人の〇〇施設を長期刑仮釈放者
の中間処遇を実施する施設に指定したので、通知します。

様式 6

中間処遇実施施設調整 通知 取消 書

年 月 日

保護観察所長 (支部・駐在官) 殿
(矯正施設の長) 殿

地方更生保護委員会

次の中間処遇実施予定者について下記の指定施設を中間処遇実施施設として調整することについて 通知・取り消します。

1 氏名 (年 月 日生)

2 刑事施設名

3 指定施設

4 第二帰住地

5 参考事項

注 事例に応じ不要の文字を削ること

(用紙 日本工業規格 A4)